

行政改革に関する提言書

さぬき市行政改革推進委員会

提言に当たって

現在、我が国は、欧州における経済危機の拡大や歴史的な円高水準など、非常に厳しい国際経済環境の中、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に取り組んでいます。同時に、巨額の財政赤字の克服や少子高齢社会への対応など、乗り越えなければならない多くの課題に直面しています。

本市におかれては、これまで学校施設の再編整備や市民病院の建設、ポンプ場整備等の防災対策など、重点事業を積極的に進める一方、行政改革実施計画や財政健全化策に沿った種々の取組により、行財政の効率化及び財政の健全化との両立に努めてきたところであります。しかし、依然として、実質公債費比率は県下で最も高い状況にあり、さらに、今後、歳入面では、合併算定替えの終了による地方交付税の逡減や人口減少等に伴う市税の減収、歳出面では、流域下水道の移管などによる公債費をはじめ、社会資本の老朽化に伴う維持補修費や、少子高齢社会のさらなる進展による社会保障関係費の増嵩などが予想されており、一層厳しい財政状況も覚悟しなければなりません。

こうした中であっても、近い将来発生が予測される東南海・南海地震への対応を含めた防災対策をはじめ、活力があり、安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域主権改革や多様化する市民ニーズに対応したより質の高い行政サービスを一層効率的に継続していくことが求められています。

当委員会では、これまで、常に市民目線に立ち、行財政を検証し問題提起を行うことで、さぬき市の行財政改革に市民の意見を反映させてきたところでありますが、今回、平成23年度をもって第2次行政改革実施計画の計画期間が終了することに伴い、次年度以降の行政改革の取組指針となる第3次の実施計画策定に当たって、委員それぞれの立場や視点から、より良いさぬき市のまちづくりにつながる活発な意見交換を重ねてきました。

本提言書は、今年度開催した4回の委員会において、第3次さぬき市行政改革実施計画（案）【平成24年度～26年度】及び行政改革に関わる取組全般に対し、各委員から出された意見等を取りまとめ、提出するものであります。

市長におかれましては、委員12人のさぬき市への思いと期待が込められたこの提言を真摯に受け止めていただき、職員各位には、断固たる決意のもと、真の行政改革を推進されることを切に要望します。

平成24年2月24日

さぬき市行政改革推進委員会会長

奈良正史

1 行政改革実施計画に基づく取組状況の検証

(1) 行政改革実施計画の主な取組と効果額について

○平成22年度効果額－265,103千円（計画：44,822千円）

ア 歳入確保（86,733千円）

- ・有料広告（封筒・広報誌・コミュニティバス車両など）
- ・命名権（総合運動公園）
- ・財産処分（市有地の売却）

イ 人件費の抑制（165,127千円）

- ・職員数の削減（452人→442人）
- ・給与改定
- ・選挙事務の見直し
- ・出張所の業務縮小

ウ 事務事業の見直し（20,160千円）

- ・エコオフィス計画の改訂・推進
- ・光熱費の抑制
- ・事務事業評価の実施
- ・管理職を対象とした人事評価の実施
- ・職員研修の実施・派遣
- ・自主防災組織の結成促進（結成率61.52%→62.87%）
- ・施設（学校・体育館）の統廃合
- ・補助金（自治会運営補助金・イベント助成など）

(2) 取組に対する意見・要望

○全般的な内容について

- ・目標額・効果額の算出方法が不明瞭であるため、今後の計画策定では検討が必要。
- ・各種取組に対し、PLAN－DO－SEEを徹底し実践すること。

○収入の確保について

- ・下水道使用料の見直しと合わせて、接続率向上に資する取組が必要。

○人材育成について

- ・職員研修について、成果を判断する指標を明確にする必要がある。
- ・人事評価システムについて、他自治体を参考に早期の導入を求める。
- ・課内ミーティングの実施等による管理職による課員のマネジメント、業務分担の適正化が必要。

○施設管理の適正化について

- ・施設使用料の検討と同時に、施設の利便性向上に向けた取組の検討を求める。

○事務事業の見直しについて

- ・事務の効率化を図るべく、職員からの提案制度の導入を求める。

2 今後の行政改革実施計画における重点取組事項

(1) 歳入の確保

自主財源を確保するため、市税等の徴収を強化するとともに、受益者負担の適正化の観点から、使用料等の見直しを進める。また、更なる未利用財産の売却・貸付や広告媒体の活用など、新たな収入の確保に努める。

(2) 人件費の削減

より効率的な組織運営を検証するとともに、事務の見直しや廃止、アウトソーシングや臨時職員の活用等を検討し、定員の適正化を進める。また、非常勤特別職の定数及び報酬額の妥当性を検証し、必要に応じて見直しを実施する。

(3) 事務事業の見直し

引き続き経常経費の削減に向けたあらゆる取組を実施するとともに、外部評価制度や事務改善に向けた職員提案制度を導入し、事務事業のスクラップ&ビルドを推進する。

(4) 施設管理費等の適正化

学校再編をはじめ、施設の統廃合を実施するほか、今後の公共施設の在り方について検証すべく、市のグランドデザインについて調査検討を行う。また、施設のライフサイクルコストを抑制するため、施設の長寿命化に向けた取組を進める。

(5) 補助金・負担金等の見直し

その必要性及び妥当性を考慮するとともに、他自治体の状況を調査することで、補助金・負担金等の抑制を図るとともに、事業のスクラップ&ビルトを推進する。

(6) 公債費の負担適正化

公債費負担適正化計画等に基づき、地方債借入額を抑制するとともに、借入時の据置期間の短縮や繰上償還の実施による、利子負担額の抑制を図る。

(7) 人材（職員）の育成等

行政サービスの向上にむけ、各種職員研修制度を充実させるとともに、本市に見合う評価制度を確立する。また、政策研究及び政策提案が可能な環境づくりによる、職員の意識改革、資質向上に努める。

(8) 市民サービスの向上

市民の満足度の向上を図るため、窓口対応及び接遇の改善に向けた取組の強化を進めるとともに、行政サービスの利便性の向上に向けた各種取組を実施する。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
さぬき市行政改革実施計画（案）【平成 24 年度～平成 26 年度】

平成23年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

- 第1回会議 平成23年7月14日(木) 13:30~15:50 市役所302会議室
- 議 題 1 委嘱状の交付について
2 会長、副会長の選出について
3 会議録の作成について
4 行政改革の進め方について
- 資 料 1 行政改革推進委員会委員名簿
2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
3 平成23年度会議開催計画
4 さぬき市の行財政状況等
- 第2回会議 平成23年10月21日(金) 9:30~11:40 市役所第2委員会室
- 議 題 1 行政改革の取組状況について
2 次期行政改革実施計画の取組事項について
- 資 料 1 平成22年度行政改革の取組結果について
2 次期行政改革実施計画取組事項(案)
- 第3回会議 平成23年12月14日(水) 13:30~15:30 市役所302会議室
- 議 題 1 次期行政改革実施計画について
- 資 料 1 さぬき市行政改革実施計画(案)
- 第4回会議 平成24年2月22日(水) 13:30~15:30 市役所303会議室
- 議 題 1 次期行政改革実施計画について
2 行政改革に関する提言書について
- 資 料 1 さぬき市行政改革実施計画策定経過
2 さぬき市行政改革実施計画(案)
3 行政改革に関する提言書(案)
4 さぬき市行政改革実施計画(案)に関する意見募集結果

さぬき市行政改革推進委員会委員名簿（平成23年度）

	氏名	地区	役職名等	就任年
	木内 国博	富田西	公募	平成20年
	金本 賢二	前山	公募	平成20年
	大喜多 善晴	志度	公募	平成23年
	工藤 衛一	志度	公募	平成23年 (平成15年)
会長	奈良 正史	長尾西	元県職員	平成23年
副会長	金岡 エミ子	志度	さぬき市食生活改善推進協議会会長	平成20年
	佐藤 幸恵	志度	鴨庄漁業協同組合女性部部長	平成23年
	羽鹿 豊子	富田中	さぬき市友好翼の会会長	平成23年
	藤井 邦子	富田西	大川町婦人会会長	平成23年
	南田 幸一	鴨庄	さぬき市ボランティアネットワーク監査委員 さぬき市要約筆記サークル幸会長	平成23年
	真鍋 清高	多和	さぬき市連合自治会副会長	平成22年
	頼富 勉	南川	さぬき市連合自治会副会長	平成22年

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。